

マスク着用の考え方の見直し等に伴う町職員の対応について

令和 5 年 3 月 10 日

三宅町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和5年2月10日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取り扱い）」が発出されたことを受け、町職員のマスク着用に係る対応等を以下のとおりとします。

〈取り扱い内容〉

- (1) 国の方針に則り、職員のマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- (2) 執務において、次の機会があるときは、引き続きマスクを着用することを推奨します。
 - ① 医療機関や高齢者施設等に訪問する場合
 - ② 通勤等で、混雑した電車やバス等に乗車する場合
 - ③ 少しでも風邪症状（咳や鼻水、咽頭痛など）がある場合
 - ④ その他、引き続きマスクを着用することが効果的と判断される場合
- (3) 本人の意思に反して、マスクの着脱を強いることのないよう、個人の主体的な判断を尊重します。
- (4) 感染症対策として設置している、アクリルパネル、手指消毒液等の設置、物品の消毒等の環境整備については、継続して実施します。
- (5) 町の施設を利用する住民のマスク着用についても、原則、利用者個人の判断に委ねることとします。ただし、基本的な感染対策が実施できない場合（参加人数が多く密になってしまう。換気が十分行えない。）や、感染拡大時にはマスクの着用を推奨します。
- (6) 下記、適用日以降においても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、三つの密の回避、人と人との距離の確保、手指等の消毒、換気等を実施します。

〈適用日〉

令和5年3月13日（月）

※「三宅町新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を廃止し、「三宅町地域行事等の開催に係るガイドライン」は別添のとおり改訂します。